

(指定催しの指定)

第64条の9 消防長は、屋外における祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しのうち、大規模なものとして次の各号のいずれにも該当し、かつ、対象火気器具等（令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。

- (1) 当該催しに集合する者の人数が、1日当たりおおむね10万人以上になることが予想されるもの。
 - (2) 露店、屋台その他これらに類するもの（以下「露店等」という。）（催しを主催する者が開設することを認める露店等に限る。）の数が100以上になることが予定されているもの。
- 2 消防長は、前項の規定により指定催しの指定をしようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の申出があったときは、この限りでない。
- 3 消防長は、第1項の規定により指定催しの指定をしたときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公表しなければならない。

(指定催しに係る防火管理)

第64条の10 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の規定による指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の規定による指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく）、次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

- (1) 火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
- (2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの状況の把握に関すること。
- (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店等及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
- (4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。

(5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関する
こと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14
日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の規定に
よる指定を受けた場合にあっては、消防長が定める日までに）、消防署長
に前項の規定による計画書を提出しなければならない。

（罰則）

第74条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) }
{ (略)
(3) }

(4) 第64条の10第2項の規定に違反した者

第75条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。

以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の
代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違
反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本
条に係る罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者
又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人
を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。